

(別紙1)

村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市火災予防条例の一部を改正する条例（案）		
意見募集期間	自：令和元年 6 月 17 日 至：令和元年 7 月 8 日	担当課局	消防本部予防課予防係
案件の概要	<p>消防法令に重大な違反のある建物について、その建物の名称や法令違反の内容等を利用者に公表できるようにするものです。</p> <p>利用者等の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図ることにより、建物の関係者による適正な防火管理業務と消防用設備の設置促進を図るものです。</p> <p>改正の考えについて、市民の皆様から御意見を募集し、寄せられた御意見を考慮しながら条例の一部改正を進めてまいります。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>近年発生したホテル、グループホーム、病院火災等、重大な消防法令違反のある建物で火災が発生した場合、人命に多大な被害が出るおそれがあります。このような消防法令違反のある建物に対して消防機関が違反是正の命令を行った場合、村上市の公報・ホームページや建物にも命令内容が公示されることとなりますが、公示に至るまでにいくつかの手続きを踏まなければならないため、その間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。</p> <p>このことから、重大な消防法令違反のある建物について、その建物を利用しようとする方々に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択・判断を通じて防火安全に対する意識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物の関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的としたものです。</p> <p>違反対象物に関する公表制度の実施については、総務省消防庁から通知が出されており、まずは政令指定都市、その他の消防本部については、その状況を踏まえて実施に向けた検討を進めることとされています。</p>		
今後の予定	パブリックコメント受付 6月17日（月）～7月8日（月） パブリックコメント結果の公表 村上市議会令和元年9月定例会に提案見込み		
備考			